

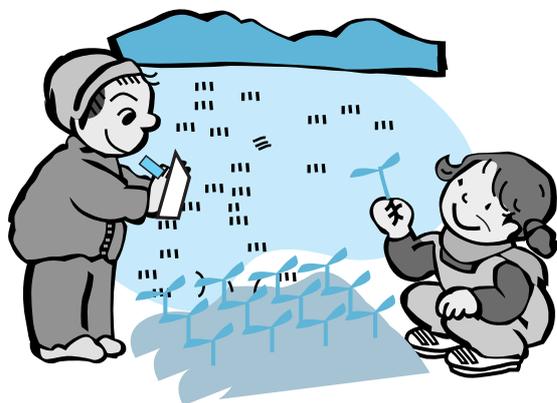
農業を始めたたい人を 応援しよう!

市では、新規に就農を希望する人を受け入れ、研修・雇用を行う農業法人に対し、経費の一部を補助する支援制度を新たに制定しました。
申請方法等の詳細は、農政課へお問い合わせください。

お問い合わせ 経済環境部 農政課（伊吹庁舎） ☎ 58-2228 📠 58-1719



NEW 新規就農希望者受入支援事業補助金（市事業）



研修メニュー

次の研修メニューの中から1つ以上を選択

- 1 米・麦・大豆・そばの栽培方法
- 2 野菜の栽培方法
- 3 果樹の栽培方法
- 4 農業機械作業技術
- 5 農業経営実務

*事前に研修メニュー計画書を市に提出してください。

対象者

新規就農希望者（18歳以上45歳未満）を受け入れて研修・雇用を行う農業法人等で、年間150日以上農業を営む次のいずれかのもの

- 1 市内の農業法人
- 2 市内の特定農業団体
- 3 市内で10年以上農業経営を行い、市長が特に認めた団体

補助金の額

研修生の受け入れをした場合

- ・1メニューにつき50,000円以内
- ・研修生1人1日当たりの日当6,500円（原則4時間以上/日）

研修終了後、引き続き新規就農希望者を雇用した場合

- ・月額150,000円以内（36か月を限度）

*受け入れする新規就農希望者が、新規就農者等支援費補助金および青年就農給付金の助成を受けている場合は、同時にこの補助金を受けることができません。

農業経営を始めようとする人や農業経営を開始して間もない農業者も、補助金等を受けることができます。

次のページで紹介する「新規就農者等支援費補助金」と「青年就農給付金」は、両方の支援制度を同時に活用することもできます。



新規就農者等支援費補助金 (市事業)

1 補助金の額

月額3万円 (36か月を限度)

2 対象者

- ・市内に居住する18歳以上55歳未満の人
- ・農業で生計を維持するために農業経営を開始しようとする個人または法人の代表者
- ・次のいずれかに該当する人

1 新規就農志向者

農業の生産技術などの取得のために6か月以上3年以内の期間で営農実習を受け、実習終了後に市内で農業経営を開始しようとする人

2 新規就農者

市内で農業経営の基盤を取得し、農業経営を開始しようとする人

3 独立就農者

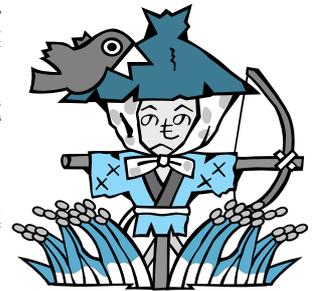
農業の経営主のもとで3年以上従事し、市内で独立して農業経営を開始しようとする人

3 要件等

- ・就農計画書を提出し、審査の結果、市から新規就農者等の認定を受けることが必要
- ・補助対象は、就農に必要な経費
例)研修費、就農の準備経費、農地や農業用施設・機械の取得費や賃借料、生産に係る経費など

4 その他

就農後5年以上継続して農業経営を行うことが必要です。就農後5年以内に廃止した場合は、補助金を全額返還していただくことになります。



青年就農給付金 (国事業)

1 給付金等の額

- ・経営開始初年度は1人当たり年間150万円で、2年目以降は前年度所得からの算式により給付する(変動制)。給付期間は最長5年間
- ・夫婦で農業経営を開始する場合は、夫婦合わせて225万円(ただし、共同経営者である等の要件あり)

2 対象者

次の要件にすべて該当する人

- 1 独立・自営就農時の年齢が45歳未満で、農業経営者となることに強い意欲があること
- 2 青年就農等計画等(農業経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画)を作成すること
- 3 「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置付けられていること(見込みも可)、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 前年度の総所得(農業経営開始後の所得に限る)が250万円未満であること

3 要件等

次の要件をすべて満たすこと

- 1 農地の所有権または利用権を給付対象者が有していること
 - 2 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有し、または借りていること
 - 3 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること
 - 4 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経常収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
 - 5 青年等就農計画の認定を受けた者
 - 6 原則、一農ネットに加入していること
- ※この他にも要件があります。詳しくは、市農政課にお問い合わせください。

4 その他

生活保護、失業手当等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できません。

就農等に関する 相談窓口

○農業技術や経営指導
湖北農業農村振興事務所
農産普及課 ☎ 65-6631

○農業資材の斡旋、資金貸付等
レーク伊吹農業協同組合
営農企画課 ☎ 63-2101

○農地の売買・賃借
市 農業委員会(伊吹庁舎) ☎ 58-2226

○農業施策、人・農地プラン等
市 農政課(伊吹庁舎) ☎ 58-2228